

Weekly Report

第673号
令和4年11月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

年末調整を実施する際のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。なお、扶養控除等申告書などへの押印は不要となっています。

◆年末調整のポイント

◎年末調整の対象者……原則として「扶養控除等申告書」を提出し、年末まで勤務している方が対象となりますが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。なお、給与以外の所得があるなどで確定申告をする方でも、対象者は年末調整を行います。

◎年末調整の対象となる給与……1～12月までに支払うことが確定した給与です。年の途中で就職した方が前勤務先から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。なお、従業員に支給した休業手当も含めます(国から労働者に直接給付される新型コロナ休業支援金は含めません)。

◎扶養控除等(異動)申告書……この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、控除対象扶養親族の

数などに異動がある場合は異動申告が行われているかを確認します。

◎基礎控除申告書……合計所得金額2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎配偶者控除等申告書……合計所得金額1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合に記載します。

◎所得金額調整控除申告書……給与収入850万円超で、要件(23歳未満の扶養親族がいる等)を満たす方が所得金額調整控除を受ける場合に記載します。

◎保険料控除申告書……生命保険料や地震保険料などを支払った方は証明書を添付等して提出します。

月60時間超の残業に対する割増賃金率

法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働の割増賃金については、平成22年4月に施行された改正労働基準法により月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上に上げられましたが、中小企業への適用は猶予されており25%以上に据え置かれています。

この猶予期間が来年3月で終了し、4月以降は中小企業でも月60時間超の時間外労働に対して50%以上で計算した割増賃金を支払わなければなりません。そのため、労働環境の見直しや就業規則の変更など、早めに対応する必要があります。

なお、引上げ分(25%)の割増賃金の支払に代えて有給休暇を付与することもできます。

来年の裁判員候補者に通知が届きます

国民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」により、11万人超の方が裁判員を経験しています。

裁判員制度では、1年ごとに裁判員になる可能性がある方を登録した候補者名簿を作成し、その中から事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれることとなりますが、令和5年の裁判員候補者名簿に登録された方には裁判所から今月17日頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

なお、辞退事由がある場合などは同封の調査票を提出します。